

国立大学法人高知大学設計・コンサルティング資格業者登録取扱細則

平成16年4月1日  
規則第126号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う設計及びコンサルティング業務に係る有資格業者の登録については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(設計・コンサルティング業務の有資格業者登録に係る規程等の準用)

第2条 設計及びコンサルティング業務の有資格業者の登録に係るこの細則の運用においては、設計・コンサルティング業務の有資格業者の登録について（平成7年12月21日付文施指第133号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格審査手続等)

第3条 設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格審査手続等については、設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格（平成15年5月9日付監理室長事務連絡）の文書を参考として活用できるものとする。なお、同文書を活用する場合には、同文書中「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(一般競争参加者の資格を持つ者として認めるもの)

第4条 設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格（平成15年5月9日付監理室長事務連絡）により、一般競争参加者の資格を持つ者については、国立大学法人高知大学における設計・コンサルティング業務の一般競争参加者の資格を持つ者として認めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。